屋外イベントでガスコンロなどを使うときは

届出と消火器の準備をお願いします

2013 年に起きた福知山花火大会の火災事故を教訓として、人が集まるお祭りなどの催しで、火気器具（ガスコンロ、ホットプレートや発電機など）を使用した露店等を出店する場合は「**消火器の準備**」と「**露店等の開設届出書の提出**」が必要になります。

人が集まるお祭りなどで火気器具を使うときは、

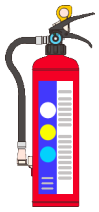
5日前までの事前届出



●届け出は、会場図などの添付書類を添えて、催しの５日前までに消防署までご提出ください。（土日も受付しています。）

●届出用紙は、消防本部ホームページからダウンロードできます。※露店等の開設届出書

当日は消火器の準備



●１店舗につき１本必要です。
※ 10 型粉末消火器

●会場等に備え付けの消火器は利用できません。露店用に消火器をご用意ください。

が必要です。

Q 対象となる催しは

誰でも入場できて火気器具を使用する催し（夏祭り、縁日など）

幼稚園・保育所・小学校などの特定のかたのみの催しは、届け出は不要です。

Q 誰が届出するのですか

露店等を開設するかたの届け出が必要

ただし主催者が一括して届け出することもできます。

Q 火気器具とは

ガスコンロ・ホットプレート・発電機など

湯沸かしポット・コーヒーメーカーなどは対象外です。



対象の催しかどうか、どこに消火器を置けばいいのかなど、まずはお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ先
□ 新見市消防本部・消防署　0867(72)0119
□ 大佐分署　(98)2131　　□ 哲多分署　(96)2131
□ 神郷分署　(93)5012　　□ 哲西分署　(94)2103

